

○佐渡市指示書発注工事等事務取扱要領

平成21年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、佐渡市財務規則（平成16年佐渡市規則第54号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、財務規則第142条第3項第5号に規定する緊急の必要により競争入札に付することができないとき（以下「緊急工事等」という。）及び安全・安心まちづくり事業及び単独災害復旧事業（以下「指定事業」という。）において迅速な対応を行うため、指示書による発注の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 指示書による発注が可能なものは、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 緊急工事等 緊急に施工しなければならない建設工事及び委託（建設工事に係る測量、調査、設計等の業務及び公共土木施設等維持管理業務に係る委託をいう。以下同じ。）（別記様式1）
- (2) 指定事業 予定価格が、130万円を超えない建設工事、50万円を超えない委託及び50万円を超えない需用費執行の小修繕であって、履行期間が3箇月以内であるもの。（別記様式2）

(請負業者選定要件)

第3条 指示書発注による業者選定は、原則、入札参加資格者名簿に登録されている者の中から、地域内拠点及び災害時における活動実績等を踏まえ選定するものとする。

2 随意契約の手続は、財務規則第177条の規定を準用する。

(予定価格及び諸経費の取扱い)

第4条 予定価格は、積算又は参考見積書、同種の契約内容に係る契約実績などの取引の実例価格等を基に決定する。ただし、緊急工事等の場合は、契約担当者が算定した見込み額を指示書に記載し、発注後に予定価格を決定することができるものとする。

2 予定価格が、130万円を超えない建設工事、50万円を超えない委託及び50万円を超えない需用費執行の小修繕は、予定価格書の作成を省略

することができるものとする。

3 指定事業の諸経費は、建設工事及び需用費執行の小修繕にあつては直接工事費の4割以内とし、委託にあつては直接費の3割以内とする。

4 契約保証金は、財務規則第145条第5項第6号の規定により免除する。

(前金払等)

第4条の2 前金払及び部分払は、行わないものとする。

(手続の省略)

第5条 指示書は、歳出執行伺及び検査完了報告書を兼ね備えるものとする。

(決裁)

第6条 指示書による発注は、財務規則別表第1の規定にかかわらず、担当課長の決裁を受けるものとする。

(施工管理)

第7条 監督員は、請負業者が緊急工事等及び指定事業の施工等に当たって自主管理体制（請負者が工事等目的物の品質及び精度を完全なものとするため、土木工事標準仕様書等の規格に適合するよう社内検査を行う等、自らが管理することをいう。）を確立し、施工管理等に当たるよう指導するものとする。

2 請負業者は、緊急工事等及び指定事業の施工等に当たって自主管理体制を確立し、施工管理等の責を負うものとする。

(書類の提出)

第8条 指定事業にあつては、工事等の完了後に提出する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 履行届

(2) 着手前及び完成写真

(3) 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真（各工種1枚程度）

(4) 出来形資料（設計図面への朱書き）

(5) 建設廃棄物の処分を行ったことが分かる資料（提示）

2 指定事業にあつては、委託完了後に提出する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 履行届

(2) 業務の目的が確認できる成果品等

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

改正 平成24年6月1日

改正 平成28年10月3日

改正 平成31年4月1日

改正 令和2年4月1日